

村内の農業後継者の皆さまへ

平成28年度より「農業後継者育成事業」がスタートします！

村では、既存農家の担い手確保を目的に、次の要件に該当する農業後継者に対し補助金を交付します。

1. 対象となる方 (以下の全ての要件を満たした方が対象になります。)

- (1) 認定農業者の後継者として就農した方
- (2) 村内に住所を有する親元就農者等 (認定農業者の子か孫又はその配偶者) で、村内で農業経営を行う方
- (3) 平成24年4月以降に就農し、就農日における年齢が45歳未満の方
- (4) 前年度の年間農業従事日数が村内で200日以上である方
- (5) 前年の合計所得金額が250万円未満の方
- (6) 申請年度から5年間の営農計画書を提出し、計画の内容が、村の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想で示された農業経営の指標に合致した営農を行う方
- (7) 国及び県の就農支援を目的とした補助金の受給者又は過去の受給者でないこと

2. 補助金額

20万円

3. 提出書類

- ① 交付申請書 ② 営農計画書 ③ 前年度の農作業日誌 ④ 前年の所得証明書の写し
- ⑤ 住民票の写し ※①②の書類は農林課農政係窓口にてお渡しします。

4. その他

書類提出後、農業後継者育成事業審査会で対象となる要件を満たしているか審査し、補助金交付決定通知 (または、不交付決定通知) を送付します。

問 農林課農政係 ☎79-7931 (直通)

原村結婚活動推進事業『原村マリッジサポートセンター』からのお知らせ

原村マリッジサポートセンターでは、独身者の意識改革や婚活をサポートする人材の育成を目的としたセミナーの開催、出会いのきっかけづくりとしてイベントの案内、結婚相談所の開設など皆さんの婚活を支援しています。

「HARA TRENDY CLUB」登録会員募集！

「HARA TRENDY CLUB」(ハラ・トレンドィクラブ)への登録

- 原村に在住・在勤の「20歳以上の独身者」または、結婚後原村に住む意思のある方
- 出会いや結婚を真剣に考えている人が対象です

交際や結婚を前向きに考えるきっかけとしてセミナーやイベントに参加してみませんか。

※秘密は堅く守ります

入会費・年会費は無料

ながの結婚マッチングシステムとは？

長野県では地域を超えた広域的なマッチングが可能となる「ながの結婚マッチングシステム」を立ち上げ、原村も参加しております。

役場内端末からインターネットを通じ、自分の条件に合った相手を検索することが可能となり、お互いの条件が合えば引き合わせ (お見合い) も期待できます。(2016年3月末現在で男女合計700名の登録者あり) 「ながの結婚マッチングシステム」への登録には、登録料5,000円 (2年間有効) と「HARA TRENDY CLUB (ハラ・トレンドィクラブ)」の会員であることが必要となります。

詳しくは、原村マリッジサポートセンター 電話79-7922(直通)
E-Mail:trendy-club@vill.hara.nagano.jp

平成28年4月

人事異動

■4月1日付で行われた村人事異動の内容をお知らせします。()内は前職。

■課長

会計管理者 兼会計室長	： 清水 正巳 (建設水道課長)
農林課長 兼農業委員会事務局長	： 小林 千展 (農林商工観光課長 兼農業委員会事務局長)
商工観光課長	： 阿部 清美 (農林商工観光課 商工観光係長)
建設水道課長	： 三澤 光晴 (住民財務課 財政係長)
教育課長	： 百瀬 善康 (教育課 生涯学習係長 兼中央公民館長)

■係長

教育課 生涯学習係長 兼中央公民館長	： 平出 定嘉 (建設水道課 建設係長)
保健福祉課 社会福祉係長	： 小林 正雄 (教育課 図書館係長 兼図書館長)
農林課 農村整備係長	： 牛山 輝明 (農林商工観光課 農村整備係長)
議会事務局 係長	： 清水 秀章 (農業委員会 事務局次長)
商工観光課 商工観光係長	： 小池 恒典 (農林商工観光課 農政係長)
教育課 総務・学校教育係長	： 宮坂 隆 (建設水道課 環境係長)
教育課 図書館係長 兼図書館長	： 牛山 省吾 (住民財務課 住民係長)
住民財務課 住民係長	： 伊藤 高誠 (住民財務課 住民係)
建設水道課 建設係長	： 清水 英夫 (建設水道課 建設係)
建設水道課 環境係長	： 行田 康 (建設水道課 環境係)
農林課 農政係長	： 伊藤 宏文 (農林商工観光課 農政係)
住民財務課 財政係長	： 小池 典正 (総務課 総務係)
農業委員会 事務局次長	： 平出 甲貴 (総務課 企画係)

■係

建設水道課 建設係	： 宮坂 勝治 (保健福祉課 社会福祉係長)
建設水道課 上下水道係	： 中村 浩平 (農林商工観光課 商工観光係)
農林課 農政係	： 小林 孝行 (農林商工観光課 農政係)
建設水道課 環境係	： 田中 美穂 (宮城県南三陸町 派遣)
教育課 生涯学習係	： 斉藤 達生 (会計室)
保健福祉課 社会福祉係	： 平出 由希子 (保健福祉課 保育園)
住民財務課 住民係	： 登内 紀美子 (保健福祉課 社会福祉係)
保健福祉課 医療給付係	： 望月 健治 (保健福祉課 社会福祉係)
総務課 総務係	： 中村 栄輝 (長野県市町村課 派遣研修)
農林課 農村整備係	： 清水 悟 (農林商工観光課 農村整備係)
総務課 総務係	： 笠原 淳 (建設水道課 建設係)
農林課 農政係	： 清水 大史 (保健福祉課 医療給付係)
商工観光課 商工観光係	： 阿部 祐子 (農林商工観光課 商工観光係)
建設水道課 建設係	： 中村 潤 (総務課 総務係)
教育課 社会体育係	： 堀 嵩 (建設水道課 上下水道係)
総務課 企画係	： 加藤 息吹 (住民財務課 住民係)
総務課 総務係	： 後藤 真一郎 (教育課 社会体育係)

■派遣等職員

長野県地方税滞納整理機構	： 石川 美樹 (住民財務課 税務係)
長野県市町村課 (派遣研修)	： 小池 祐貴 (教育課 生涯学習係)

■再任用

総務課 総務係	： 松澤 文樹 (教育課長)
---------	----------------

■新規採用

住民財務課 税務係	： 荒木 彰吾
住民財務課 住民係	： 牛山 麻衣
保健福祉課 保育園	： 伊藤 美由紀
会計室	： 小池 千明
保健福祉課 保育園	： 今井田 ゆう

■退職 (H28年3月31日付)

雨宮 直喜	(会計管理者 兼会計室長)
松澤 文樹	(教育課長)
小林 誠	(議会事務局 係長)
五味 栄子	(保健福祉課 保育園)

□新規採用職員□



荒木 彰吾
(住民財務課 税務係)



牛山 麻衣
(住民財務課 住民係)



伊藤 美由紀
(保健福祉課 保育園)



小池 千明
(会計室)



今井田 ゆう
(保健福祉課 保育園)

～農林商工観光課の組織改編について～

産業振興をより一層推進するために、4月1日付で農林商工観光課を「農林課」と「商工観光課」に改編しました。なお、事務室の場所はこれまでと変更ありません。

●高温障害対策事業

セルリーやホウレン草をはじめとする高原野菜やスターチスなどの農産物を夏場の高温障害から保護し、産地としての地盤をより確立するための資材購入費の一部を補助します。

対象資材：遮光シート等

補助率：購入費の10%以内

<申請方法> 交付申請書を農政係へ提出してください。実績報告書に領収書が必要になります。

※JA原村営農センター資材で購入した場合は、JAが取りまとめて申請手続きを行います。

●有害鳥獣被害防止事業

農作物の有害鳥獣被害を未然に防止するために防護柵等を設置した農業者に対して、経費の一部を補助します。

対象資材：防護柵、防護ネットなど

補助率：購入費の30%以内

<申請方法> 交付申請書を農政係へ提出してください。実績報告書に領収書が必要になります。

※JA原村営農センター資材で購入した場合は、JAが取りまとめて申請手続きを行います。

●減肥栽培普及促進事業

諏訪湖や河川などの水質汚染対策として、農地から流入する窒素・リンの軽減と、肥料の購入経費削減のため、水稻や野菜などの減肥栽培を推進します。化学肥料を慣行農法より30%以上削減して、一筆ごとの散布量が分かること（堆肥については制限を設けません）、米や野菜、花卉を出荷していることを条件とし、面積に応じて補助金を交付します。

補助率：減肥栽培農地面積10aあたり500円

<申請方法> 交付申請書を農政係へ提出してください。実績報告書に栽培日誌が必要になります。

●農地流動化補助事業

村内の農地の流動化を促進し、担い手の育成、遊休荒廃農地の減少を図り、地域農業の振興を担っていく体制を確立するため、農地の流動化を行った借り手農家などに対し補助金を交付します。

補助率：借受農地面積10aあたり3,000円

<申請方法> 対象者に交付申請書を郵送しますので、担当地区の農業委員の確認を受け、農業委員会へ提出してください。

●農業経営基盤強化資金利子助成事業

株式会社日本政策金融公庫から農業経営基盤強化資金の融資を受けて、経営の規模拡大や効率化を図ろうとする認定農業者の借入金利負担を軽減するため資金融資を受けた認定農業者に対して、利子助成金を交付します。

補助率：各期間ごとの融資平均残高に係る利子の条例で定める率

<申請方法> 金融機関または農政係へご相談ください。

●農業近代化資金融資利子補給事業

農業者などの農業経営の近代化を推進するのに必要な生産施設等の整備拡充をはかるため、特定の金融機関が融資を行なった場合において予算の範囲内で利子補給金を交付します。

補助率：融資に係る利子の1%以内

<申請方法> 金融機関または農政係へご相談ください。

平成28年度 農政補助事業

村では、高齢化などによる農家戸数の減少に伴う遊休農地化の防止、農産物の品質向上や生産者の負担軽減対策、農業生産にかかわる環境への配慮、有害鳥獣被害対策など、農業振興を図ることを目的に、次の事業に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

●農業後継者育成事業（平成28年度新規）

既存農家の担い手確保を目的に、一定の要件に該当する農業後継者に20万円を補助します。

※この事業の詳細は、3ページをご覧ください。

●新規就農後継者育成支援事業

担い手の確保育成のため、先進農家や農業研修機関などでの研修により技術の向上を図り、農業後継者の育成をすすめます。

・農業後継者 村内在住の農家の子弟で、就農前に自宅以外の先進農家、農業研修機関等で月15日以上研修を受ける40歳未満の者。

補助率：1月あたり30,000円（1年を限度）

・新規就農者 上記以外の者で専ら農業で生計を維持することを目的に新たに農業を営む計画で、就農前に自宅以外の先進農家、農業研修機関等で月15日以上研修を受ける40歳未満の者。

補助率：1月あたり20,000円（2年を限度）

<申請方法> 研修計画書、営農計画書、履歴書を添えて交付申請書を農政係へ提出してください。

実績報告書に研修実施報告などが必要になります。

※申請前に農政係へご相談ください。

●野菜花卉作期拡大事業

野菜花卉の作期拡大と品質向上を目的に、パイプハウス、被覆材等の導入を進め、購入費の一部を補助します。

対象資材：パイプハウス、被覆材

補助率：1平方メートルあたり4,000円を上限に購入費の20%以内

<申請方法> 交付申請書を農政係へ提出してください。実績報告書に領収書が必要になります。

※JA原村営農センター資材で購入した場合は、JAが取りまとめて申請手続きを行います。

●有機栽培産地確立事業

高原野菜を主体に有機栽培を促進し、環境に配慮した農業経営を目指すとともに、有機野菜栽培地としての地位を確立するため、村内で生産されたバラ堆肥の購入費及び運搬・散布費の一部を補助します。

対象資材：堆肥費及び堆肥の運搬・散布費（堆肥購入に併せて運搬・散布を依頼した場合のみ対象）

補助率：購入費などの30%以内

<申請方法> 交付申請書を農政係へ提出してください。実績報告書に領収書が必要になります。

※JA原村営農センター資材で購入した場合は、JAが取りまとめて申請手続きを行います。

事業の詳細については、下記までお問い合わせください。

農林課農政係 ☎79-7931(直通)

農業委員会からのお知らせ

平成28年4月1日から適用となる「農業労働賃金・機械作業料金」と平成28年4月に公表した「農地の賃借料情報」についてお知らせします。
 問 農業委員会 電話79-7934(直通)

■農業労働賃金・機械作業料金 標準表

種別	作業別	金額	摘要	備考
農業	一般作業	820円	1時間	年間
水田	耕起	ロータリー	7,000円	10a 当り
	代かき	一番代かき	6,800円	
		二番代かき	6,300円	
	田植	一人付田植のみ	10,000円	
		機械の賃借	4,500円	
	収穫	コンバイン	21,800円	
		バインダー	10,000円	
脱穀		7,900円		
畑	そばコンバイン	7,000円	10a 当り	
	耕起	ロータリー		7,000円
		プラウ		8,400円
	機械マルチ掛(一人付)	1,800円	100m当り	
その他	ライムソワー(散布のみ)	3,700円	10a 当り	200 kg以内、肥料をほ場まで運搬しておく
	マニアスプレッター	4,400円	2t車1台分	積込み及び散布
	サブソイラー	5,200円	10a 当り	基盤破碎排水 2m 巾
	プラソイラー	6,300円		基盤破碎排水 1m 巾

※標準労賃は、1日当たり実労働時間8時間を基準として、1時間当たりとします。

※時間や作業内容等が増減する場合は、双方話し合いの上その率により算出してください。

※消費税は内税とします。

※賃金の精算(勘定)日は作業終了の末日とします。

※左記の金額は、ひとつの「目安」です。ほ場条件の悪い場合は割増料金とするなど、金額は双方の合意で決めてください。

この金額は、平成28年4月1日から適用します。(通常3年に1回見直します。)

◎点検を行い、時間にゆとりを持って事故を防ぎましょう。 ◎お互いに決めた事は守りましょう。

■農地賃借料水準(10a当たり)

平成27年1月～平成27年12月までに締結(公告)された農地の賃借料は、下記のとおりです。

○田の部

平均額	最高額	最低額	集計筆数	除外筆数
4,100円	6,800円	1,500円	97	18

○畑の部(畑地かんがい施設あり)

平均額	最高額	最低額	集計筆数	除外筆数
12,500円	20,000円	5,000円	34	4

○畑の部(畑地かんがい施設なし)

平均額	最高額	最低額	集計筆数	除外筆数
4,000円	6,600円	2,000円	90	10

※賃借水準の計算に当たっては、賃借料情報の信憑性を高めるため、地域の平均に比べて著しく低額あるいは高額と推測される賃借料を除いています。

※この情報はあくまでひとつの「目安」です。土地の広さ、形状、水利等の条件により、双方で十分な協議をして賃借料を決定してください。

農作業事故に注意しましょう!

国内では農作業死亡事故が毎年380件程度発生しています。村内においてもトラクターでの転落・転倒事故による重大事故や、ハウスのビニールかけ作業中における脚立からの転落事故、斜面や足場の悪いところでの転倒事故等が毎年報告されています。

トラクターの安全キャブ・フレームなどの安全対策が講じられた農業機械の導入や農業機械の定期的な点検、農作業事故の約7割を占める高齢者の方は特に自らの心身機能の衰えを意識して余裕をもった作業を心掛けるなど、農作業事故を起こさないように注意しましょう。

■村内の農作業事故原因別発生件数

(単位:件数)

事故原因	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
トラクター	0	2	1	1	0	1	0	0	0
耕運機	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業用自動車	0	0	0	0	0	0	1	0	0
コンバイン	0	0	0	0	1	1	0	1	0
動力草刈り機	0	0	0	0	0	0	0	0	1
電力カッター・チェーンソー	0	0	1	1	1	0	0	2	0
噴射器(動力)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の農作業	7	3	6	5	3	2	2	6	1
合計	7	5	8	7	5	4	3	9	2

原村農業者労働災害共済に加入しましょう

原村農業者労働災害共済は、農作業中に怪我をした場合に共済見舞金を支給する、村独自の制度です。もしもの事故に備えてご加入ください。

◎加入金及び掛金

世帯・法人単位で経営耕作面積に応じ、年間650円～1,250円です。雇用者がいる場合は1人300円で加入できます。(ただし、同居でも世帯分離している場合は、別に加算する必要があります。)

◎共済の内容

医療共済見舞金(治療に要した費用の支払い)、休業見舞金(休業した分を補てん)、障害共済見舞金(障害が残った場合の補償)、遺族共済見舞金(死亡した場合)

◎ケガをしたら

7日以内に医師の診断を受け、1か月以内に農政係までご連絡ください。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

問 農林課農政係 電話79-7931(直通)

後期高齢者医療制度のお知らせです

平成28・29年度の保険料率が決まりました

長野県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会の議決を受け、次のとおり改定することになりました。
 保険料額は6月下旬に決定し、お住まいの市町村から7月に決定通知書をお送りします。

均等割額 被保険者一人あたり 40,907円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 × 8.30%	=	年間保険料 (上限額57万円) <small>※ 年間の保険料総額については100円未満切捨て</small>
--	---	--	---	--

※ 保険料率は2年間の医療給付費等を推計して、2年ごとに見直されます

保険料増加抑制のための対策

財政安定化基金を活用した保険料の増加抑制

後期高齢者医療制度では、想定した額以上の医療給付費の増加等、不測の事態に備え、国・都道府県・広域連合で財源を3分の1ずつ負担して、都道府県に「財政安定化基金」を設置しています。

長野県後期高齢者医療広域連合では、平成28・29年度の保険料率の改定にあたり、長野県と協議し、財政安定化基金の活用（10億円の交付）により、保険料の増加抑制を図りました。

左記の対策を講じた結果、
均等割額を814円分
所得割率を0.19%分
軽減することができました。

保険料の軽減

引き続き、所得に応じて保険料の軽減を実施します

均等割額の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の 前年の総所得金額等の合計額		軽減後の均等割額	
33万円以下 の場合	世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下 (その他各種所得なし)の場合	9割軽減	4,090円/年
	上記以外の方	8.5割軽減	6,136円/年
33万円 + (26万5千円 × 世帯の被保険者数) 以下の場合		5割軽減	20,453円/年
33万円 + (48万円 × 世帯の被保険者数) 以下の場合		2割軽減	32,725円/年

所得割額の軽減

被保険者の前年の総所得金額から基礎控除(33万円)を引いた額が58万円以下(年金収入で211万円以下)の方は、所得割額が5割軽減されます。

被扶養者の軽減

後期高齢者医療制度加入直前に、被用者保険(市町村国保・国保組合は対象外です)の被扶養者であった被保険者については、所得割額がかからず均等割額が9割軽減となります。



《お問い合わせ先》

原村役場 保健福祉課医療給付係 電話 79-7925(直通)
 または、長野県後期高齢者医療広域連合 電話 026-229-5320

経済センサス 活動調査

平成二十八年経済センサス・活動調査を実施します

〜日本経済の未来は、あなたの調査票から〜

- 平成二十八年六月に実施する経済センサス・活動調査は、全国すべての事業所・企業を対象に、全産業分野について売上収入金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握する我が国唯一の調査です。
- 調査の結果は、国の各種行政施策をはじめ、地域の産業振興や商店街の活性化などの地域行政のための基礎資料として活用されます。
- 支社などがない事業所には、調査員が直接伺い、調査票をお配りします。
- 支社などがある企業等には、国が本社などに傘下の支社分の調査票をまとめて郵送します。

●調査票は平成二十八年五月末までにお届けします。
ぜひ、便利なインターネット回答をご利用ください。

◆調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答を
 よろしくお願いいたします。



経済センサスキャラクター

総務省・経済産業省・都道府県・市区町村

経済センサス活動調査については、キャンペーンサイトをご覧ください。

平成28年
6月1日

経済センサス2016

検索

<http://www.e-census2016.stat.go.jp/>

環境省からのお知らせ

外来植物の防除にご協力ください！

これらの植物は特定外来生物に指定されています。

オオキンケイギク



- 原産地** 北アメリカ
- 特徴** キク科の多年草。春から初夏にかけて、直径5～7cmの黄橙色の花を咲かせる。葉は細長いへら状をしており対生する。路傍、河川敷、線路際、海岸等の日当たりの良い所に生育する。
- 被害状況** カワラサイコやカワラナデシコなど河原特有の在来植物と競合し、駆逐する事例が各地でみられている。

オオハンゴンソウ



- 原産地** 北アメリカ
- 特徴** キク科の多年草。夏に、花弁が10枚程度でやや垂れ下がった直径10cmを超える大きな黄色い花を咲かせる。葉は3～5裂で互生し、毛が生えていて触るとザラザラしている。路傍、荒地、畑地、湿原、河川敷など様々な環境で生育する。
- 被害状況** 全国的に分布するが、特に中部地方以北の寒冷な地域で大群落が見られる。自然公園内の湿原や溪畔林といった自然度の高い環境に侵入・定着し、湿原植物等の希少な在来植物と競合し、駆逐するおそれがある。

アレチウリ



- 原産地** 北アメリカ
- 特徴** ウリ科の一年草。葉はザラザラしており、粗い毛を密生したつるを伸ばし群生することが多い。夏から秋に直径1cm程度の黄白色の花が集まって咲き、鋭い棘を密生した果実をつける。日当たりの良い場所を好み様々な土壌に生育できるが、特に栄養豊富な場所を好む。
- 被害状況** 全国の河川や林縁で大繁殖し、在来植物を駆逐している。飼料畑でも大発生して農業被害が生じている。

特定外来生物って？

特定外来生物とは、海外起源の外来種で、生態系や人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれのある生物で、外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）に基づいて指定された生物のことです。特定外来生物に指定された生物は、飼養・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つこと・種をまくこと等は原則禁止されており、違反した場合には罰則が課せられます。

防除の仕方

- 【個人で防除する場合】**
抜き取ったオオキンケイギク等を生きている状態で移動・運搬することは、外来生物法で禁止されています。草が飛び散らないよう、ます袋に密閉して日当たりの良い場所などに数日置き、草が枯れたり腐ったりしてからゴミ収集所に出してください。
- 【地域やボランティア団体で防除する場合】**
事前に防除活動について公表し、十分な拡散防止措置をとって防除してください。詳しくは下記の外来生物法のホームページを参照してください。

http://www.env.go.jp/nature/intro/4control/files/tuuchi_plant.pdf

外来種予防三原則



中部地方環境事務所
環境省

問 建設水道課環境係 ☎79-7933 (直通)

4月から制度改正により、保険税の課税限度額および低所得者に対する保険税の軽減判定基準が改正されました。

国民健康保険税

課税限度額・軽減判定基準が変わりました

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者が国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。我が国の国民皆保険制度を支える医療保険であり、将来にわたり安定的に運営していく必要があります。国保加入者の皆さんには、これまで以上の税負担をお願いすることとなりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。なお、所得が一定の額以下の世帯には、保険税を軽減する制度があります。

課税限度額の改正

国民健康保険税の課税限度額が下表のとおり改正されました。

対象となるのは、「医療給付費課税額」に係る課税限度額を**54万円**（現行52万円）に、「後期高齢者支援金課税額」に係る課税限度額を**19万円**（現行17万円）に引き上げます。

課税区分	改正前	改正後
医療分	52万円	54万円
後期高齢者支援金分	17万円	19万円
介護分	16万円	

保険税の軽減の対象となる所得基準の改正

保険税の均等割・平等割にかかる軽減判定基準が下表のとおり改正されました。

軽減判定区分	改正前	改正後
7割軽減基準額	基礎控除額 (33万円)	
5割軽減基準額	基礎控除額 (33万円) + 26万円 ×被保険者数	基礎控除額 (33万円) + 26.5万円 ×被保険者数
2割軽減基準額	基礎控除額 (33万円) + 47万円 ×被保険者数	基礎控除額 (33万円) + 48万円 ×被保険者数

国民健康保険税に関するお問い合わせ先
問 住民財務課税務係 ☎79-7923 (直通)